

10. 期日前解約時の お取扱い	<p>■満期日前に解約する場合には、別紙の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と解約利息との差額を清算いたします。</p> <p>なお、清算に不足が生じた場合はこの預金の元金により清算いたします。</p> <p>※複利方式で預入日から6ヶ月経過後、満期日前に解約する場合には、別紙の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって6ヶ月複利の方法で計算した利息とともに払い戻しいたします。</p>
11. 金利情報の入手 方法	<p>■店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧ください。また、または店頭にお問い合わせください。</p>
12. その他参考となる 事項	<p>■《一部解約》個人のお客さまについては、お預け入れ日および自動継続日から1年経過後以降に1万円以上1円単位で一部解約が可能です。</p> <p>■満期日以後の期日後利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。</p> <p>■この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。</p>
13. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>・全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>